

愛媛県特定業務職員 発達障がい者支援センター相談員 (会計年度任用職員(フルタイム)) 採用試験案内

令和8年8月1日

発達障がい者支援センター
(愛媛県立子ども療育センター内)

愛媛県特定業務職員の発達障がい者支援センター相談員採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 令和8年8月3日(月)以降 随時
- 受付期間 随時
- 試験会場 発達障がい者支援センター
(東温市田窪2135番地 子ども療育センター内)
- 採用予定日 令和8年9月1日(火)以降 随時



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用 予定 人員	勤 務 先	職 務 内 容
発達障がい者支援センター 相談員 地方公務員法第22条の2第1項の 会計年度任用職員(特定業務員)	1人	発達障がい者支援センター (愛媛県立子ども療育セン ター内)	発達障がい児(者)等の 相談・発達支援等

2 受験資格

- 次のいずれかに該当する者
 - ①社会福祉士の資格等を有する者
 - ②心理判定等の経験・資格等を有する者
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
※愛媛県での任用実績にかかわらず、何度でも採用試験に応募できます。

3 試験の方法等

試験種目	試 験 の 内 容
面接試験	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

※一定の基準に満たない場合には、不合格となります。

4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 随時
- (2) 試験実施場所 発達障がい者支援センター
(東温市田窪2135番地 愛媛県立子ども療育センター内)
- (3) その他 試験日などは、個別に日程調整のうえお知らせします。

5 受験申込み方法

次のとおり、書類を郵送又は下記(2)申込方法に記載の申込先までお持ちいただくかいずれかの方法で申し込んでください。

(1) 受付期間

令和8年8月3日(月)以降の執務時間中

(月曜日から金曜日までの平日・午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 申込方法 (※提出された書類は、返却しません。)

市販の履歴書に必要事項を記入し、資格等を証明する書類の写しを添えて、下記の申込先へ提出してください。

申 込 先	申込先の住所
愛媛県立子ども療育センター事務局	〒791-0212 東温市田窪 2135 番地

封筒の表に、「発達障がい者支援センター相談員 試験申込」と朱書きしてください。

6 採用

試験合格者は、令和8年9月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

(1) 任用期間

- ・ 一会計年度(令和8年4月1日(または同日以後に採用された日)～令和9年3月31日)内
- ・ 勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます(最長3年間)。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2) 勤務時間

- ・ 1週38時間45分(7時間45分×5日勤務)で、原則として月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までです。

※1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中(年度内)は固定となります。

(3) 休日

- ・ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日(12月29日から1月3日)です。

(4) 服務

- ・ 特定業務職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

- ・ 服務の宣誓(第31条)
- ・ 秘密を守る義務(第34条)
- ・ 職務に専念する義務(第35条)
- ・ 政治的行為の制限(第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(第37条)
- ・ 営利企業への従事等の制限(第38条)

(5) 給与等

- ① 233,438円(行政職給料表1級25号給相当)～239,073円(同1級29号給相当)の基本給が支給されます。

※基本給は、学歴や資格免許取得後の経歴に応じて設定されます。

- ② 令和9年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。

※昇給には上限があります。

- ③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当(年2.5月)、勤勉手当(年2.02月)、退職手当等が支給されます。

- ④ 勤務時間等によって、社会保険(健康保険(地方職員共済組合)、厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険・労災保険(地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法による補償))が適用されます。

- ⑤ 継続勤務期間が12月を超えると、厚生年金保険も地方職員共済組合に加入します。

※これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求 できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立 子ども療育センター

- (2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの平日午前8時30分から午後5時15分まで）に愛媛県立子ども療育センターへ直接お越しください。
- (3) 電話、はがき等による開示の請求はできません。

9 お問い合わせ先

- ・ 申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立子ども療育センターへお問い合わせください。〔電話 089－955－5533〕
- ・ 受付期間中の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。